

議案第18号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年3月1日提出

天理市長 南 佳 策

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は同法第28条の6第2項により採用された」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。